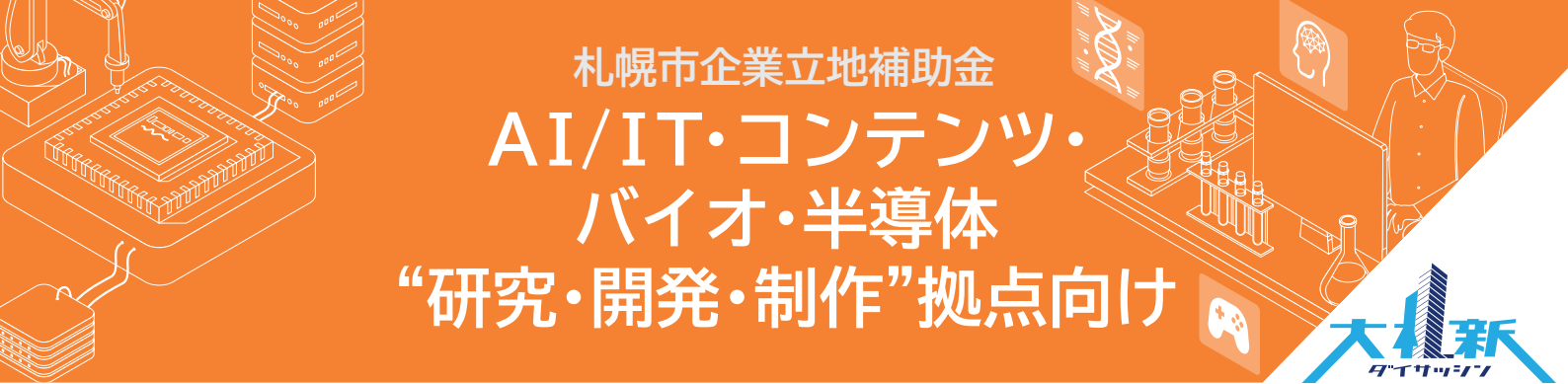




対象事業

- ❖ 情報通信技術・デジタル技術・バイオ技術を活用して、製品の研究・開発・制作を行う事業
- ❖ 半導体及びこれに関連する電子部品等の設計・研究・開発を行う事業

AI/IT・コンテンツ

AI開発、ソフトウェア開発、情報システム開発、組込みソフトウェア作成、ゲームソフトウェア作成、ウェブコンテンツ制作、デジタルコンテンツ制作 など

バイオ

農水産資源・微生物を用いた機能性食品・化粧品開発、バイオ医薬品・医療材料開発、医療診断技術の研究開発、研究用試薬の開発、安全・薬理等受託試験、遺伝子・たんぱく質の研究開発・解析サービス など

半導体

半導体素子、集積回路等の電子部品の設計・研究・開発

制度概要

区分	新設		増設	産業団地移転	
	指定分野※1	左記以外		指定分野※1	左記以外
補助要件	- 対象事業を行う事業所の新設 - 新規雇用または札幌圏に転入した正社員※2、3人以上 (指定施設※4の場合は 1人以上)	- 対象事業を行う事業所の新設 - 新規雇用または札幌圏に転入した正社員※2、5人以上 (転入した正社員に高度人材※3を含む場合は 3人以上) (指定施設※4の場合は 1人以上)	- 対象事業を行う事業所の増床または市内に新たな事業所の設置 - 新規雇用または札幌圏に転入した正社員※2が、2年間で10人以上 (指定分野※1での増設の場合は 6人以上) (指定施設※4内での増設の場合は 2人以上) ・増設補助を受けたことがない	- 産業団地※5への市内移転・増設 - 新規雇用または札幌圏に転入した正社員※21人以上増加	
賃料補助	補助内容	年間賃料※6 × 1/2	年間賃料※6 × 1/3	年間賃料※6 × 1/3 ※賃料は増床分のみ	年間賃料※6 × 10/10
	限度額	3,800万円 (1,900万円 × 2年間)	2,600万円 (1,300万円 × 2年間)	2,600万円 (2年間)	7,600万円 (2年間)
	補助内容	ゼロカーボン推進ビル※7または指定施設※4に入居する場合			
	限度額	年間賃料※6 × 10/10	年間賃料※6 × 1/2	年間賃料※6 × 1/2 ※賃料は増床分のみ	
雇用補助	補助内容	正社員 100万円/人		増加正社員 50万円/人	正社員 100万円/人
	限度額	2,400万円 (2年間) (2年目は1年目からの純増分)		1,200万円 (2年間)	2,400万円 (2年間) (2年目は1年目からの純増分)

※1 指定分野:「AI・ロボティクス・自動運転制御に係る研究・新規開発」、「ブロックチェーン・バイオ技術を活用した製品の研究・新規開発・製作」、「半導体及びこれに関連する電子部品等の設計・研究・開発」

※2 正社員:対象事業所で専ら対象の事業に従事している、以下の要件をすべて満たす方

- ・札幌圏(札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町、長沼町)に居住し、住民登録を有すること(在宅で対象の事業に従事する方を含む)
- ・雇用期間の定めのない雇用契約を結んでいること
- ・雇用主により、雇用保険、健康保険、厚生年金に加入していること

※3 高度人材:豊富な実務経験を有し、本市の産業の高度化及び経済の活性化に資すると特に市長が認める人材

※4 指定施設:札幌市エレクトロニクスセンター、札幌市産業振興センター

※5 産業団地:札幌テクノパーク(札幌市エレクトロニクスセンターを含む)、札幌ハイテクヒル真栄、札幌アートヴィレッジ

※6 賃料:対象事業所に係る賃料及び共益費(消費税を除く)

※7 ゼロカーボン推進ビル:「札幌市都心における持続可能なゼロカーボン都市開発推進要綱」に基づく協議を行ったもので、札幌市が定める要件に適合するビル

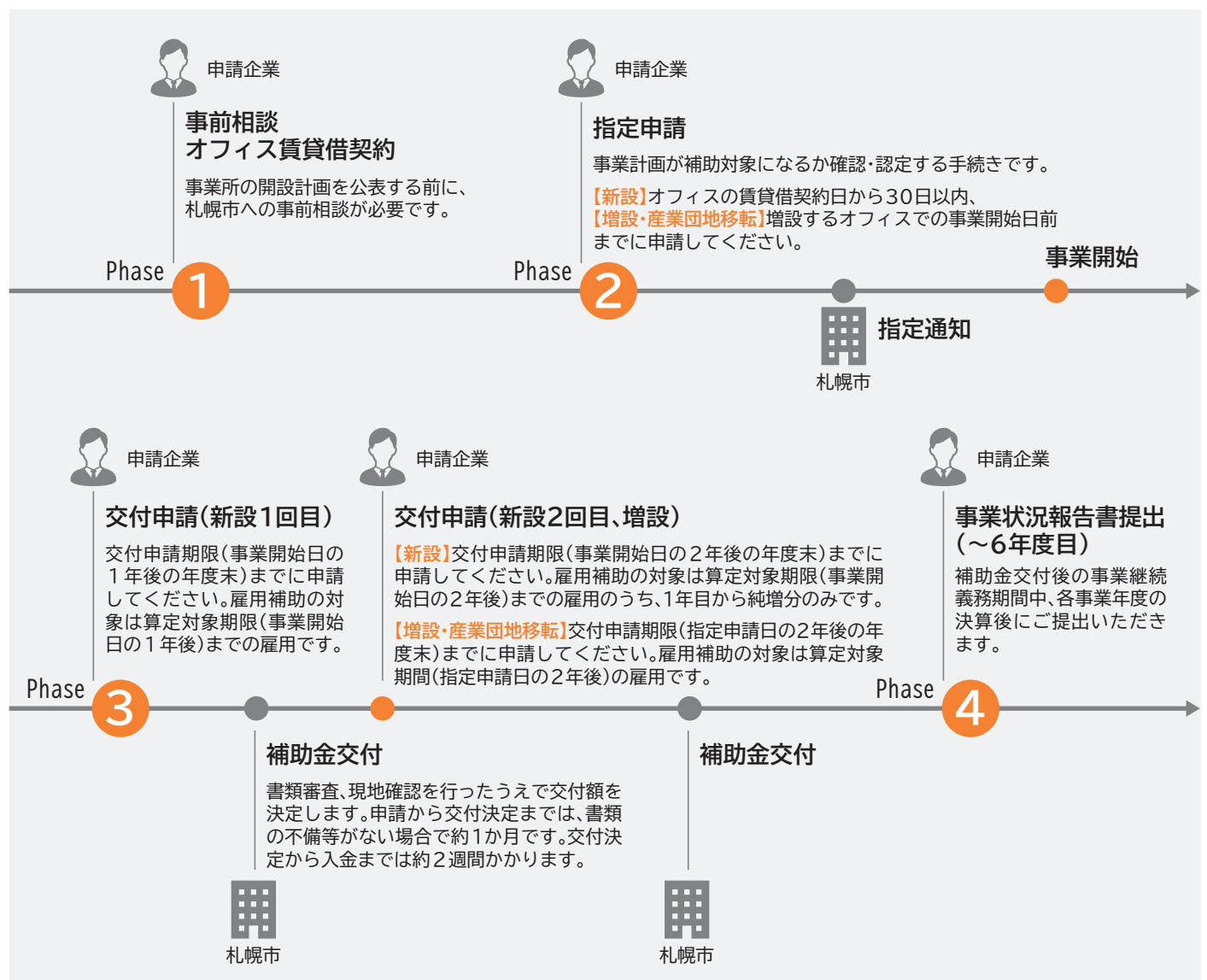
データセンター利用加算

加算要件	補助内容	限度額
対象事業所の新設・増設にあわせて北海道内のデータセンターを新規で利用開始	サーバーの使用料及びそれに付随するサービス料等の1/2	300万円

その他の要件

- 当該企業等、または当該企業の発行済み株式の2分の1以上を保有する企業等が引き続き1年以上操業していること
- 事業所の開設計画を公表する前に、札幌市と協議(相談)すること
- 新設の場合は、事業所の賃貸借契約締結日から起算して30日以内に申請すること。増設の場合は、事業開始日の前に申請すること。
- 事業開始日の属する年度から起算して6年度間は、札幌市内で当該事業を継続すること

手続きの流れ



お問い合わせ先

札幌市経済観光局立地促進係

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
TEL 011-211-2362 / FAX 011-218-5130

札幌市東京事務所

〒100-0006 東京都千代田区有楽町2丁目10-1 東京交通会館3階
TEL 03-3216-5090 / FAX 03-3216-5199

E-mail : business@city.sapporo.jp(共通)

SAPPORO
NEXT
SAPPORO
企業進出総合ナビ



<https://www4.city.sapporo.jp/invest/>